

Ⅱ 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国内源泉所得に係る所得の金額の計算（法142、法令188、改正法附則10②）	○ 所得の計算規定の改正に伴う所要の整備が行われました。	平22.10.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(2) 申告、納付及び還付等（法145、改正法附則10②）	○ 確定申告等の規定の改正に伴う所要の整備が行われました。	平22.10.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(3) 国外関連者との取引に係る課税の特例（措法66の4⑥、68の88⑥、措規22の10①、22の74①、改正措規附則1） （措法66の4⑪、68の88⑪、改正法附則1一ツ）	○ 移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲が次の区分に基づいて明確化されました。 イ 国外関連取引の内容を記載した書類 ロ 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価額に係る書類 ○ 秩序犯に係る罰金刑の上限が30万円（改正前10万円）に引き上げられました。	平22.4.1から施行されます。 平22.6.1以後の違反行為について適用されます。
(4) 内国法人等に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入（措法66の6①、68の90①、改正法附則90①、119①） （措令39の14①②、39の114①②、改正措令附則34①、46①） （措法66の6③、68の90③、措令39の17①～⑥、39の117①～⑥、改正法附則90①、119①、改正措令附則34①、46①）	○ 本特例の規定の適用の要件である内国法人等の外国関係会社株式等の直接及び間接の保有割合要件が10%以上（改正前5%以上）に引き上げられました。 ○ 特定外国子会社等に該当するかどうかの判定における租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）が20%以下（改正前25%以下）に引き下げられました。 また、トリガー税率の計算において、外国関係会社の所得金額に加算すべき非課税所得金額の範囲から除くこととされている配当等に、本店所在地国の法令に定められた外国法人税の負担を減少させる仕組みに係るものでないことを要件として非課税とされる配当等が追加されました。 ○ 本特例の適用除外基準である事業基準に関し、適用除外とならない「株式の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社（注1）（事業年度終了の時に於いて有する被統括会社（注2）の株式等の帳簿価額の合計額が、当該事業年度終了の時に於いて有する株式等の帳簿価額の合計額の50%相当額を超えるものに限り）を除外することとされました。	特定外国子会社等の平22.4.1以後に開始する事業年度に係る適用対象金額及び課税対象金額については従来どおり適用されます。 平22.4.1以後に開始する事業年度における外国関係会社の判定について適用され、同日前に開始した事業年度における外国関係会社の判定については従来どおり適用されます。 特定外国子会社等の平22.4.1以後に開始する事業年度に係る適用対象金額及び課税対象金額については従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法 66 の 6 ③、68 の 90 ③、措令 39 の 17 ⑩、39 の 117 ⑩、改正法附則 90 ①、119 ①、改正措令附則 34 ②、46 ②) (旧措法 66 の 6 ③、68 の 90 ③、旧措令 39 の 16 ⑧、39 の 116 ③、改正法附則 90 ②、119 ②) (措法 66 の 6 ④⑤、66 の 90 ④⑤、措令 39 の 17 の 2、39 の 117 の 2、改正法附則 90 ③、119 ③)	(注1) 統括会社とは、次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。 イ 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること ロ 2 以上の被統括会社を有し、その被統括会社に対して統括業務を行っていること ハ 所在地国において統括業務に係る固定施設等及び統括業務に従事する者（専ら統括業務に従事するものであって、その特定外国子会社等の役員及びその親族等を除きます。）を有すること (注2) 被統括会社とは、その発行済株式等の 25% 以上を特定外国子会社等に保有されているなど一定の要件を満たし、かつ、その本店所在地国にその事業を行うに必要な従事者を有する一定の外国法人をいいます。 ○ 本特例の適用除外基準である非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業とする統括会社に係る被統括会社については、関連者に該当しないものとされました。 ○ 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の 10% 相当額を控除する措置が廃止されました。 ○ 特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、部分適用対象金額（注1）を有する場合には、その部分適用対象金額のうち部分課税対象金額（注2）については、内国法人等の収益の額とみなして各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。 ただし、特定外国子会社等の部分適用対象金額に係る収入金額が 1,000 万円以下である場合又は決算に基づく所得の金額に税額に関する調整を加えた金額のうちに部分適用対象金額の占める割合が 5 % 以下である場合には本措置は適用されません。 (注1) 部分適用対象金額とは、次に掲げる金額をいいます。 イ 保有割合 10% 未満の株式等に係る剰余金の配当等の合計額から直接要した費用の額等を控除した残額並びにその株式等の譲渡（金融商品取引所の開設する市場においてする譲渡等に限ります。ロにおいて同じです。）による対価の額の合計額からその株式等の取得価額及び直接要した費用の額を控除した残額	同 上 特定外国子会社等の平 22. 4. 1 前に開始した事業年度に係る適用対象金額の計算については、従来どおり適用されます。 特定外国子会社等の平 22. 4. 1 以後に開始する事業年度に係る部分適用対象金額及び部分課税対象金額について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法 66 の 8 ⑧～⑬、68 の 92 ⑧～⑬、措令 39 の 19 ⑦～⑫、39 の 119 ⑦～⑪、改正法附則 90 ⑥、119 ⑥、改正措令附則 34 ⑩～⑫、46 ⑨～⑪)	ロ 債券の利子の合計額から直接要した費用の額等を控除した残額、債券の償還金額がその取得価額を超える場合におけるその差益の額から直接要した費用の額等を控除した残額並びに債券の譲渡による対価の額からその債券の取得価額及び直接要した費用の額を控除した残額 ハ 特許権等の使用料（特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等の使用料等を除きます。）から直接要した費用の額を控除した残額 ニ 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額から直接要した費用の額を控除した残額 (注2) 部分課税対象金額とは、部分適用対象金額のうち内国法人等の有するその特定外国子会社等の直接又は間接保有の株式等の数に対応する金額をいいます。 ○ 内国法人等が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける場合には、その剰余金の配当等の額のうち、間接特定課税対象金額(注)に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととされました。 (注) 間接特定課税対象金額とは、内国法人等が配当を受けた外国法人が他の外国法人（内国法人等の孫会社）から受けた剰余金の配当の額のうち一定の額をいいます。	平 22. 4. 1 以後に開始する事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合について適用され、同日前に開始した事業年度において特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額については従来どおり適用されます。
(5) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入（措法 66 の 9 の 2 ～ 66 の 9 の 4、68 の 93 の 2 ～ 68 の 93 の 4、措令 39 の 20 の 2 ～ 39 の 20 の 9、39 の 120 の 2 ～ 39 の 120 の 9、改正法附則 91、120、改正措令附則 35、47）	○ (4)と同様の改正（保有割合要件の引上げ、適用除外基準等の見直しを除きます。）が行われました。	(4)の適用時期等と同様となります。
(6) 外国組合員に対する課税の特例（措法 67 の 16、措令 26 の 30 ①三、39 の 33、改正措令附則 22）	○ 本特例の適用要件である外国組合員が投資組合の事業に係る業務執行を行っていないことに関して、その業務執行とされる行為の範囲から、その投資組合における無限責任組合員が行う利益相反取引に対する有限責任組合員の承認・同意その他これらに類する行為を除くこととされました。	平 22. 4. 1 以後に行われる行為について適用され、同日前に行われた行為については従来どおり適用されます。
(7) 振替国債の利子等の非課税等（措法 67 の 17 ①、改正法附則 98 ①）	○ 外国法人が支払を受ける振替国債等（振替国債及び振替地方債をいい、利子が支払われるものに限ります。）の償還差益（償還価額と取得価額との差額をいいます。）について法人税が非課税とされました。	平 22. 6. 1 以後に発行される振替国債等の償還差益について適用され、同日前に発行された振替国債等の償還差益については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法 67 の 17 ②⑥、改正法附則 47 ①、98 ②④)	○ 外国法人が支払を受ける、平成 25 年 3 月 31 日までに発行される振替社債等（その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。以下「特定振替社債等」といいます。）の利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額をいいます。）で、発行者と特殊の関係のある者 ^{（注）} でないものが支払を受けるものについて、法人税が非課税とされました。 （注） 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の 50% 超の保有関係がある者等をいいます。	特定振替社債等につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平 22. 6. 1 以後であるもの及び同日以後に取得する特定振替社債等につき支払を受ける償還差益について適用されます。
(措法 67 の 17 ⑥、旧措法 67 の 17 ⑤、改正法附則 98 ④)	○ 法人税が非課税とされる外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還差益について、非課税とされる範囲が償還価額と発行価額との差額から償還価額と取得価額の差額とされました。また、特定短期社債の償還差益（発行者との間に特殊の関係のある者が支払を受けるものを除きます。）についても法人税が非課税とされました。	平 22. 6. 1 以後に発行される特定短期公社債の償還差益について適用され、同日前に発行された特定短期国債の償還差益については、従来どおり適用されます。
(措法 67 の 17 ③、旧措法 67 の 17 ②、改正法附則 98 ③)	○ 民間国外債等の利子等の課税の特例制度について、非課税措置の対象から除かれる民間国外債の範囲が次のとおり見直された上で、その適用期限が撤廃されました。 （改正前） ・ 軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債 （改正後） ・ その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合のその民間国外債 ・ 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者 ^{（注）} が有するその民間国外債 （注） 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の 50% 超の保有関係がある者等をいいます。	平 22. 4. 1 以後に発行される民間国外債につき支払を受ける利子及び発行差金について適用され、同日前に発行された民間国外債につき支払を受ける利子及び発行差金については、従来どおり適用されます。
(措法 67 の 17 ⑧、改正法附則 98 ⑤)	○ 外国法人が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等、民間国外債又は特定短期公社債の償還により生ずる損失の額（民間国外債にあっては、その発行価額に満たない部分の金額に限ります。）は、法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされることがされました。	平 22. 6. 1 以後に取得する振替国債、振替地方債、特定振替社債等、平 22. 4. 1 以後に発行される民間国外債、平 22. 6. 1 以後に発行される特定短期公社債につき支払を受けるその償還により生ずる損失の額について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(8) 適格合併等の範囲等に関する特例 （措法 68 の 2 の 3、措令 39 の 34 の 3、改正法附則 99） （措令 39 の 34 の 3 ⑤、改正措令附則 24）	○ 特定軽減課税外国親法人株式が合併等の対価として交付される一定の非適格合併・非適格分割等については、完全支配関係がある法人間の譲渡損益の繰延べ措置（法 61 の 13 ①）等の適用がないこととされました。 ○ トリガー税率（23 ページ(4)参照）の引下げに伴い、所要の整備が行われました。	平 22.10. 1 以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における内国法人の事業年度分の法人税について適用され、同日前に合併、分割又は株式交換が行われる場合については従来どおり適用されます。 平 22. 4. 1 以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(9) 特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例 （措法 68 の 3、68 の 109 の 2、改正法附則 100、123）	○ 特定軽減課税外国親法人株式が合併等の対価として交付される一定の合併・分割等については、完全支配関係がある法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益を認識しない措置（法 61 の 2 ⑯）等の適用がないこととされました。	平 22.10. 1 以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における内国法人等の事業年度分の法人税について適用され、同日前に合併、分割又は株式交換が行われる場合については従来どおり適用されます。
(10) 外国税務当局との情報交換に係る規定の整備 （実施特例法 2 二、8 の 2、改正法附則 1 一レ） （実施特例法 13 ①、改正法附則 1 一レ） （旧実施特例法 13 ②、改正法附則 1 一レ）	○ 租税条約及び租税情報交換協定（以下、「租税条約等」といいます。）の相手国等の税務当局に対し、当該租税条約等に定めるところにより、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定が創設されました。これに伴い、法律名が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改正されました。 ○ 秩序犯に係る罰金刑の上限が 50 万円（改正前 20 万円）に引き上げられました。 ○ 国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備が行われました。	平 22. 6. 1 から施行されます。 平 22. 6. 1 以後の違反行為について適用されます。 同 上

Ⅲ 減価償却制度に関する改正

○ 特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却 （措法 42 の 5 ①二、措令 27 の 5 ⑤、旧措令 27 の 5 ⑥、改正法附則 75、105 ①）	○ 対象設備の範囲について、石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しが行われました。	代エネ法一部改正法の施行の日以後に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。